

諮問庁：国立大学法人岡山大学

諮問日：平成27年12月17日（平成27年（独情）諮問第63号）

答申日：平成28年6月16日（平成28年度（独情）答申第8号）

事件名：「自宅待機通知書の交付について（伺）」等の一部開示決定に関する件
（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙2に掲げる文書1ないし文書17-2（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年8月31日付け岡大総総第68号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 原処分を取り消し、請求通りの文書を特定し開示せよ。

特に文書15（岡山大学原議書；特定日A決裁）については、開示文書は偽物と認められるため、再度厳正に真正文書を特定し迅速に開示せよ。

イ 本件開示請求では岡山大学が職員就業規則として定める「自宅待機措置（第68条の2）」にかかわり法人文書の開示を求めた。特にこの「自宅待機措置に係り作成・入手された文書」が重要であった。しかるに文書特定に重大な瑕疵があり、正規の開示とは認められない。よってここに異議を申し立てる。

具体的に記載すると；

i 文書15（特定日A決裁）では学長や局長などの幹部の押印がない。

一方、文書16（特定日B決裁）、文書17（特定日C決裁）で

は学長，副学長の押印がある。自宅待機措置のような職員人権および大学運営に重大な影響を有する措置は厳正な手続きを経て執行されなくてはならない。現状の開示文書（文書15）は到底真正文書とは認められず業務錯乱（悪ふざけ，業務妨害）を目的に作成された偽物とみなされる。

「自宅待機措置（第68条の2）」がこの原議書により執行されたはずはなく，真正の当該原議書が存在するはずである。

ii 文書15（特定日A決裁）では本文書下方欄に「本件については，特定日A，口頭で伝達済みである。」と記載されている。確かに本文書送達期日欄が空欄になっている。「自宅待機措置（第68条の2）」のような職員人権および大学運営に重大な影響を有する措置が文書を介さず“口頭で伝達”とはありえないことである。よってこの文書は業務錯乱（悪ふざけ，業務妨害）を目的に作成された偽物とみなされる。本部事務の非違行為横行の象徴である。

iii 岡山大学は職員に対して非違行為を厳正に対処するとして数々の警告や懲戒・戒告等を執行している。しかるに本件原議書を見る限り，学内行政は矛盾，杜撰かつ悪意に満ち，非違行為が横行していると危惧される。

よって岡山大学の名誉と信頼回復のためにも，文書15に係る真正の原議書を速やかに特定し開示して欲しい。以上の理由から異議申立てをする。

（2）意見書

異議申立人は，a そもそもの法人文書開示請求書（平成27年7月29日付），およびb 岡山大学原決定である「法人文書部分開示決定通知書」（岡大総総68号，平成27年8月31日付；別紙の文書一覧表裏1枚）とc 実際にか開示された文書，およびd 異議申立書（平成27年9月16日付），e 本件諮問に係る岡山大学の理由説明書（平成27年（独情）諮問第63号）を精査した。本件意見書は上記a，d 書面記載の私の主張を維持している。参照しお読みいただければ幸いである。

ア 本件事案は最近になり岡山大学から公式に最新経緯が記者会見等にて公表された。資料1をご覧ください。その他，岡山大学は多数の情報を間接・直接にか開示しており，状況は流動的である。したがって，法5条1号ただし書イの規定で「慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」等を考慮すると諮問庁の主張の多くは正当性を失う。また実質的に不開示情報が開示されて周知されている現状を鑑みると諮問庁の主張は再考を要する。

（法人文書の開示義務）第5条・・・特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するお

それがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 以上を踏まえた上で、文書16と文書17につき特に意見を述べる。

まず岡山大学の「自宅待機命令措置」は規定により「懲戒処分相当、懲戒処分が決定されるまでの仮の措置」としての制約がある。しかるに、文書16、文書17の「自宅待機命令措置」は懲戒処分がなされていない。しかも、特定期日において「懲戒処分相当でない」ことが確定したにもかかわらず、「自宅待機命令措置」を維持し不当な権利制約を名宛人に課し続けたものである。この様な不正運用を隠蔽するため、開示請求を意図的に操作し不適正な不開示決定を維持したと認められる。

ウ 以上を踏まえた上で、文書15につき特に意見を述べる。

文書15の「自宅待機命令措置」は書面の記載内容・形式から到底真正のものと認められない。事務処理方法についての異議として私の申立てに反論しているようだが、そもそも全ての文書は適正な事務処理を前提に作成されているものである。この原則を確認しそれに基づき、各文書の特定や開示判断がなされることが法令により規定されている。

よって、岡山大学の反論は基本を失念した幼稚かつ不当な主張であり正当とは認められない。むしろ岡山大学は日常的にこの様な杜撰かつ不当な措置を行い、構成員の人権を蹂躪していることを証明する結果となっている。結論：文書15は真正な法人文書とはみなせない。

エ 文書15の原議書に係り、岡山大学は理由説明書で「事務担当課を案内」した旨記載している。

実は、案内に従って問合せたところ、不備かつ不可解な回答をし、その後再問い合わせをしたところ、特定理事から脅迫まがいの親展書面が届き、異常と恐怖を感じた。岡山大学としては日常に行っていることだろうが、世間や社会常識では通用しない。全ては岡山大学特定者の“体質の反映”である（資料2参照）。大学人として、これらの事態は極めて遺憾である。心より大学理念や理知性の衰退を危惧せざるを得ない。

（本答申では資料は省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問に至る経緯及び概要

(1) 異議申立人は、本学に対し、平成27年7月29日付け「法人文書開示請求書」により、本件請求文書の開示請求を行った。

- (2) 本件開示請求に係る法人文書として、本件対象文書を特定し、その一部を開示する旨の決定をし、同年8月31日付け岡大総総第68号「法人文書部分開示決定通知書」により異議申立人に通知し、同年9月7日に、写しの送付による開示を実施した。
- (3) 異議申立人は、当該決定（特に文書15の特定）に重大な瑕疵があり、正規の開示とは認められないとして、同年9月16日付け「異議申立書」により、異議申立てを行った。
- (4) 本学の文書特定及び不開示とする原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとするため、法18条2項の規定に基づき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問した。

2 異議申立人の主張に対する検討

(1) 文書1から文書13までについて

当該文書は、「自宅待機に係る規則改正にあたり、学内での起案、審査、承認等の過程で作成・入手された文書に該当するもの」との請求内容に対応する文書として特定したものである。

自宅待機に係る規定は、国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成16年岡大規則第10号）68条の2（以下「本条」という。）に定められており、本条は平成21年3月27日の改正で新たに追加されている。

本学における規則改正手続は、規則の内容に応じて、教育研究評議会又は経営協議会及び役員会を経て、学長の決裁により制定されることになっている。

本規則の改正においても、教育研究評議会、経営協議会及び役員会を経て学長決裁により制定されているため、それぞれの会議の議題、資料、議事要旨（案）及び議事要旨並びに学長決裁として規則制定台帳を特定し、その全てを開示した。

自宅待機に係る規則改正にあたり、学内での起案、審査、承認等の過程で作成・入手された文書は、文書1から文書13までであり、他に該当するものはない。

(2) 文書14について

当該文書は、「本条が就業規則改正として制定・施行されるに必要な手続（①被用者1／2以上の職員組織からの意見聴取、②所管労働基準監督署長への届出、③就業規則改正と同施行に関する学内周知（広報）等）の過程に係り作成・入手した文書」との請求に対し、②に対応する文書として特定したものである。

文書14のうち、意見書の従業員代表氏名欄に記載された個人の氏名及び印影を不開示としたが、これは特定の個人を識別することができる情報であり、法5条1号に該当し、同号ただし書に該当しないためである。

上記請求内容のうち①については、文書ファイル『平成20年度事業場別・部局別職員代表委員会関係綴』に該当文書を含んでいたが、同文書ファイルの保存期間は5年であり、2014年3月31日に保存期間満了日が到来し、同年9月に廃棄しているため、文書不存在である。ただし、職員代表の意見書については、②の法定書類として保存しており、文書14の一部として特定している。

上記請求内容のうち③の学内周知に係る文書は、保存期間満了により廃棄済みのため文書不存在である。

本学における諸規則改正等の学内周知は、改正後に各部局文書取扱担当者宛のメールにより行っている。メールには、①規則名称、②制定・改正日、③施行日、④制定・改正理由を記載し、参照のため規則本体及び新旧対照表を掲載している事務ファイルサーバの場所を記載している。

規則改正の周知メールは、同時期に制定・改正された諸規則を一覧にして、当該諸規則の改正があったことだけを連絡するものであり、諸規則の改正内容、改正履歴は、事務ファイルサーバに掲載されている規則全文及び新旧対照表で確認できることから、周知メールそのものは、文書管理上、軽微な事務連絡として整理され、保存期間は1年未満となる。

実際の運用では、担当者の送信済みメールとしてサーバの容量が許す限り保存されている場合もあるが、平成26年に事務用ファイルサーバの機種更新があり、保存の必要のない軽微な文書は新サーバに移行していないため、該当メールは現存しない。

(3) 文書15から文書17までについて

当該文書は、「本条の施行後、開示請求日までに、この規定により自宅待機命令が行われた場合の、当該命令に係り作成・入手された一切の文書」との請求に対応するものである。

計3件の自宅待機命令について、それぞれ①自宅待機通知書の交付について(伺)、②顛末報告書を特定した。

①自宅待機通知書の交付について(伺)は、原議書、自宅待機を命ずる理由、自宅待機通知書から構成されている。「原議書」には、受信者欄に記載された被処分者の氏名とともに、起案日、決裁日、特記事項、起案者及び決裁者の印影等が記載されている。「自宅待機を命ずる理由」には、被処分者の所属、職名、氏名及び当該者の非違行為の内容のほか、当該措置に至る経緯、その必要性の検討等が記載されている。

「自宅待機通知書」には、被処分者の氏名とともに、特定日から自宅待機を命ずる旨及びその間の給与等の扱いについての記載と発令日が記載されている。また、②顛末報告書は、所属長から学長宛の添書と報告書から構成されており、報告書には、被処分者の所属、職名、氏名とともに当該者の非違行為の詳細が記載されている。

上記①の原議書については、受信者欄に被処分者の氏名の記載があるため、個人を識別することができる情報として当該部分を不開示とし、余りの部分は開示した。

また、当初の決定においては、上記①の原議書の「日付」には個人識別性はないと判断し開示したが、その後、この日付と他の情報とを照合することにより、一部の者には、当該措置が誰に対してなされたかが特定可能であることがわかった。そのため、上記①を構成する原議書以外の文書並びに②顛末報告書は、当該文書から特定個人が識別可能な情報を取り除いたとしても、なお当該者が特定可能であり、当該個人の不名誉な情報を明らかにすることになるため、個人の権利利益を害するおそれがあり、不開示とすることが妥当であると考えます。

(4) 文書15の原議書について

異議申立人は、文書15の原議書が偽物であり、真正の原議書が存在するはずであると主張しているが、当該文書は真正なものであり、これ以外の原議書は存在しない。異議申立人は、決裁者や通知文書の送付等の事務処理方法について種々の主張をしているが、これらの主張は、法による文書の開示とは別の問題である。

なお、異議申立人には、当該文書を保有する事務担当課を案内し、担当課から説明を行っていることを申し添える。

(5) 以上のとおり、異議申立人の開示請求に対し、文書1から文書17-2までを特定し、その一部を開示した原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成27年12月17日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成28年1月18日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 同年5月23日 | 審議 |
| ⑤ 同年6月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、一部開示する原処分を行った。

異議申立人は、本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書があるはずであるとして、原処分の取消しを求めていると認められるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定につ

いて改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

本件諮問に当たっては、異議申立てを踏まえ、改めて本件請求文書に該当する文書の探索等を行ったところであるが、原処分において特定した文書1ないし文書17-2の外に新たに特定すべき文書の存在は確認されず、諮問庁として原処分を妥当とする判断に至ったものである。

このことについてはおおむね理由説明書で述べたとおりであるが、その後審査会に提出された異議申立人の意見書において、文書15等についてはなお強く疑義が述べられていることから、以下、若干の補足説明を行う。

文書15、文書16及び文書17は、自宅待機通知書の交付に係る原義書であり、自宅待機通知書の文書名義は学長であることから、本来は学長までの決裁とする必要があるところ、文書15に係る事案においては、当事者が来学した当日に自宅待機命令を通達する必要性があったことから、学長・理事・局長に内容を説明し、了承を得た上で、口頭により当事者に伝達を行い、交付する文書についての決裁は改めて行ったため、既に説明・了承済みの学長・理事・局長については、原議書の押印を省略したものである。

事後処理としての決裁であっても、本来の決裁者である学長まで押印してもらうべきであって決裁処理としては不適切であったと考えられるものの、上記事案の自宅待機通知書の交付に係る決裁は文書15をもって行われており、異議申立人が主張する、文書15の原議書が偽物であり外に真正の原議書が存在するといった事実はない。

また、文書16及び文書17についても、それぞれ対応する事案の処理に当たって用いられた原議書が誤りなく特定されている。

なお、文書15と文書16及び文書17は起案課が異なっているが、これは、平成26年4月1日に法務コンプライアンス対策室が設置され、職員の懲戒処分に関する所掌が、人事課から法務コンプライアンス対策室へ変更になったためである。

- (2) 上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

したがって、岡山大学において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定

し、一部開示した決定については、岡山大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙 1（本件請求文書）

本件開示請求では「国立大学法人岡山大学職員就業規則」（国立大学法人岡山大学職員就業規則平成16年4月1日岡大規則第10号・公表最新改定、平成26年11月27日規則第15号）の第68条の2（自宅待機）「学長は、職員が懲戒処分に該当する行為を行った場合は当該懲戒処分が決定するまでの間、当該職員に自宅待機を命ずることができる。」に係る法人文書的一切を開示請求致します。

文書特定に資するため、若干の記載を致します。

第68条の2（自宅待機）に係る法人文書的一切とは具体的に例示すると：

- ① 本条項第68条の2（自宅待機）が内定されるまでの学内での発案、審議、承認等の過程に係り作成ないし入手された一切の文書。
- ② 本条項第68条の2（自宅待機）が就業規則改正として制定・施行されるに必要な手続である a. 被雇用者1／2以上の職員組織からの意見聴取、 b. 所管労働基準監督署長への届出、 c. 就業規則改正と同施行に関する学内周知（広報）、等の過程に係り作成ないし入手された一切の文書。
- ③ 第68条の2（自宅待機）の施行後本日までにこの条項（ないし同条項を含む学内規定）により特定者に対して自宅待機命令（措置）が行われた場合、同自宅待機命令に係り作成ないし入手された一切の文書。ただし、法令により保護されるべき文書（非開示基準を満たす特定個人情報の一部または全部等）は開示請求致しませんのでそれ以外の「該当文書一切；原議書を含む」を遺漏なく開示して下さい。

別紙 2 (本件対象文書)

- 文書 1 : 平成 21 年 3 月 (第 11 回) 教育研究評議会議題
- 文書 2 : 資料 3 「諸規則について」
- 文書 3 : 平成 21 年 3 月 (第 11 回) 教育研究評議会議事要旨 (案) の作成
について
- 文書 4 : 平成 21 年 3 月 (第 11 回) 教育研究評議会議事要旨
- 文書 5 : 平成 21 年 3 月 経営協議会 (第 5 回) 議題
- 文書 6 : 資料 3 「諸規則について」
- 文書 7 : 経営協議会 (第 5 回) の議事要旨について
- 文書 8 : 経営協議会 (第 5 回) 議事要旨
- 文書 9 : 平成 21 年 3 月 (第 10 回) 役員会議題
- 文書 10 : 資料 3 「諸規則について」
- 文書 11 : 平成 21 年 3 月 (第 10 回) 役員会議事要旨について (伺)
- 文書 12 : 平成 21 年 3 月 (第 10 回) 役員会議事要旨
- 文書 13 : 平成 21 年 制定規則
- 文書 14 : 就業規則変更届の提出について (伺)
- 文書 15 : 自宅待機通知書の交付について (伺)
- 文書 15 - 2 : 顛末報告書
- 文書 16 : 自宅待機通知書の交付について (伺)
- 文書 16 - 2 : 報告書
- 文書 17 : 自宅待機通知書の交付について (伺)
- 文書 17 - 2 : 顛末報告書